利用者負担上限額管理事務マニュアル

名古屋市 利用者負担上限額管理事務マニュアル

平成 21 年 4 月提供分より、利用者負担上限額管理加算については、利用者負担額の合計が上限月額以下(管理結果「2」の場合、および上限管理事業所のみで上限月額を超過した場合(管理結果「1」)も、算定可能な取り扱いとなります。

また、上限額管理の調整事務ついては、平成21年4月提供分以降は、上限額管理加算を含ん だ金額で行う必要があります。

なお、複数児童の上限額管理が必要な利用者の請求については、国保連合会の電子請求システムでは対応されていないため、名古屋市へ紙請求する取り扱いとします。(※管理結果が「2」の場合の取り扱い方法を変更しましたので14ページ以降をご覧ください)

1 上限額管理事業所の決定

(1) 上限額管理事業所となる順序

利用者負担上限額管理事業所(以下、「上限額管理事業所」といいます。)となるのは、提供されるサービス量(標準的な報酬の多寡)、生活面を含めた利用者との関係性(利用者負担を徴収する便宜)、サービス管理責任者の配置の有無や事務処理体制等を総合的に勘案し、以下の①から⑤の順序とします。

①居住系サービス利用者

指定療養介護事業所、指定共同生活介護事業所、指定障害者支援施設、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定宿泊型自立訓練を受ける者、継続的短期滞在型利用者及び精神障害者 退院支援施設利用者に限る。)、指定就労移行支援事業所(精神障害者退院支援施設利用者に限る。)、指定式労移行支援事業所(精神障害者退院支援施設利用者に限る。)、指定共同生活援助事業所又は旧法指定施設が上限額管理を行います。

②サービス利用計画作成費支給対象者

指定相談支援事業所が上限額管理を行います。

③日中活動系サービス利用者(①②に該当する者を除く)

指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、 指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、 指定就労継続支援B型事業所又は旧法指定施設(通所)が上限額管理を行います。当該区分 において当該上限額管理対象者にサービスを提供する事業所が複数存在する場合は、原則と して契約日数の多い事業所とします。

④訪問系サービス利用者(①~③に該当する者を除く)

指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所、指定行動援護事業所又は指定重度障害者 等包括支援事業所が上限額管理を行います。当該区分において当該上限額管理対象者にサー ビスを提供する事業所が複数存在する場合は、以下の優先順位で上限額管理事業所となるも のとしますが、最も高い順位に複数の事業所が存在する場合は、原則として当該支給決定障 害者等との契約時間数が多い事業所とします。

- 1) 対象者に同一事業所番号で複数の訪問系サービスを提供する指定事業所
- 2) 指定重度訪問介護事業所
- 3) 指定居宅介護事業所
- 4) 指定行動援護事業所

⑤短期入所サービス利用者(①~④に該当する者を除く)

短期入所サービスのみの利用者で、上限額管理が必要なときは、当該月において当該上限 額管理対象者に最後に指定短期入所サービスを提供した事業所が上限額管理を行います。

(2) 受給者証による確認

上限額管理事業所の登録の有無は、障害福祉サービス受給者証(II)の第三面にある「利 用者負担額上限額管理事業所名」の欄を確認します。

また、「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」の欄には、介護給付費、訓練等給付費 のサービス支給量から、利用者負担上限月額を超過する可能性がある方については「**該当**」、 超過する可能性がない方について「**非該当**」と記載してあります。

利用者負担上限額管	¥	該当	
利用者負担額上限物	領管理事業所名		
開始年月日	平成 年	月	日

(3) 上限管理事業所を定める場合について

「該当」と記載されている利用者が、事業所番号の異なる複数の事業所とサービス利用契約を結んだ場合に、上限額管理事業所を定める必要があります。

「該当」と表示されていても、単一(事業所番号が同一)の事業所としか契約を結んでい ない場合は、上限管理事業所を定める必要はありませんが、後日、複数の事業所と契約を結 んだ場合は、その時点で上限管理事業所を定める必要があります。

なお、生活保護受給者で利用者負担上限額が0円の場合には、複数事業所によるサービス を受けていても上限額管理は不要となります。

「非該当」と記載されている場合には、基本的に上限管理事業所を定める必要はありません。

2 上限額管理事業所の登録手続き

- 利用者に確認の上、上限管理を行う事業所が、「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届
 出書」(下図参照)を受給者証とともに区役所に提出してください。
- ② 区役所で、受給者証に管理事業所名を記載しますので、手続き後、受給者証を本人へお返 しください。
- ③ 事業者記入欄(別冊)に記載されているその他の契約事業者に、上限管理事業所になった 旨をご連絡ください(この連絡を行っていただかないと、正しく上限管理事務を行うことが できません)。

・ ^{・昭})した事	生年月日 年 業者 が件につぎ	月	日
·昭)した事 !の依頼の	<u>生年月日</u> 年 業者)件につき	月ましては.	<u>日</u>
·昭)した事:	生年月日 年 業者 が件につき	月	<u>日</u>
¹¹)した事 !の依頼の	年 業者 0件につき	月 ましては.	<u>日</u>
)した事 の依頼の	業者 DI体につき	ましては、	、責任を
の依頼の)件につき	ましては、	、責任を
	Еþ		
<u></u>	成年	月	日
の事業所	所への連絡	\$(□済	日 未)
することを した事業所	を届出しま 所が上記)	す。 届出事業	範疇にサー
()		
	 (者証応添え 	 () 者証を添えて、 / 	 () 者証を添えて、 へ提出して

3 上限額管理事務の流れ

① 各事業所は、サービス提供月の翌月3日までに、事業所番号ごとに利用者負担額を算出して、上限額管理事業所に「利用者負担額表」を提供してください。上限額管理事業所Aは、これらを集計し「利用者負担上限額管理結果票」(以下、「上限額管理票」といいます。)を作成してください。

上限管理事業所の登録があっても、結果1事業所でのサービス提供となった場合には、以下 の上限額管理の事務は不要となります。



- ② 上限額管理事業所Aは、利用者に上限額管理票の内容確認を求め、署名、押印を受けてくだ さい。(署名押印した結果票の原本は上限管理事業所で保管してください。)
- ③ 上限額管理事業所Aは、6日までに利用者負担額表の提出があった各事業所(BCD)に上 限額管理票の写しを送付してください。



- ④ 各事業所(ABCD)は、上限額管理票に基づき、請求明細書の調整をします。
- ⑤ 上限額管理事業所Aは、国保連合会へ10日までに「利用者負担上限額管理結果票情報」 を送付します(その他事業所(BCD)は国保連合会への送付は不要です。)。

4 事業者システム 200904 による上限額管理票等の作成

(1)「01対象者管理」画面での上限額管理事業所の登録

受給者証に上限額管理事業所の記載がされている場合には、「01対象者管理」 画面の「上 限管理の有無」を「有」とし、上限額管理事業所の事業者番号を入力します。

なお、上限管理事業者の登録をあらかじめ「93事業者情報管理」で行う必要があります。 ^{FSD020} 事業者共通

	市町村番号	23100 受給者番号 000000000	┃ ■ 地域生	活支援事業受給	者 検索	No.		
	受給者番号 8 郵便番号 1 由 カ書 アフカ*ラ オ 氏名 口 金融機関 座 口座名義人	0000000001 111-1111 名古屋市千種区12-121 名古屋市 <u></u> 77777 名古屋 大郎 0001 支店 [001 口座種) 73 [°] Y 949—	助普通 ⊻	☑ フリガナ オーバー ☑ 氏名 オーバー <u>□座番号</u> []	234567	生年月日 性別 □ □ 座異動	H21/	1/13
	児 <u>フリガナ</u>			□ フリガナ オーバー □ E # #	-	生年月日		
				氏名 1~//~		性別	<u> </u>	
· 利 特別	最告先市町村番号 用者負担上限月額 2 障害者特別給付 旧障害程度区分 新障害程度区分	23100 就労雑誌支援A型 24600 雇用形態 費 1908 運用形態 近日市地 運用形態 近日市地 1908 市屋用型」 15 「食事加算支」 医分割 15 区分3 1上版額管理の有無	障害種類 60 個別支援 00 1 00 1 00 1 0 1 <t< th=""><th>列 知的 計画作成 作成 : 歳 2 人 派 速 可 000001 テスト事:</th><th><u>↓</u> 90 上限 工 業所</th><th>.限月額移 【月額地域</th><th>多動 【活動</th><th>2400 2500</th></t<>	列 知的 計画作成 作成 : 歳 2 人 派 速 可 000001 テスト事:	<u>↓</u> 90 上限 工 業所	.限月額移 【月額地域	多動 【活動	2400 2500
支	サービス種類	サービス内容	文和風知日	2404714	又和里 掟		提供終了日	
	居宅介護	居宅介護 身体介護	H21/4/1	H21/4/30	555.5	H21/4/1	H21/4/30	選択 🔺
給	▶居宅介護	居宅介護 家事援助	H21/4/1	H21/4/2	30.5	H21/4/1	H21/4/2	選択
泱	重度訪問介護	重訪 その他	H21/4/1	H21/4/30	555	H21/4/1	H21/4/30	選択
	行動援護		H18/12/1	H19/11/30 9	99999.25	HZ1/4/1	HZ1/4/2	
定	里度包括文援	里度包括文援 基本	HZ1/4/1	HZ1/4/Z	1085	H21/4/1	HZ1/4/2	選択
	工作力設	工作//设 在週期/引家有	110/10/1	11217 37 31	1.0	U91/4/1	H21/4/30	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
サ	短期大所	短期入所 重度障害者支援加算	H21/4/1	H21/4/30	171	- HAI/ 4/ II		
サ	短期入所 共同生活介護	短期入所 重度障害者支援加算 共同生活介護 重度障害者支援加算	H21/4/1 H21/4/1	H21/4/30 H21/4/30	55	H21/4/1	H21/4/30	
サ 1	短期入所 共同生活介護 共同生活介護	短期入所 重度障害者支援加算 共同生活介護 重度障害者支援加算 共同生活介護 基本	H21/4/1 H21/4/1 H21/4/15	H21/4/30 H21/4/30 H22/4/15	12 55 31	H21/4/1 H21/4/1 H21/4/15	H21/4/30 H22/4/15	
サ 1 ビ	短期入所 共同生活介護 共同生活介護	短期入所 重度障害者支援加算 共同生活介護 重度障害者支援加算 共同生活介護 基本	H21/4/1 H21/4/1 H21/4/15	H21/4/30 H21/4/30 H22/4/15	12 55 31	H21/4/1 H21/4/1 H21/4/15	H21/4/30 H22/4/15	
サート	短期入所 共同生活介護 共同生活介護	短期入所 重度障害者支援加算 共同生活介護 重度障害者支援加算 共同生活介護 基本	H21/4/1 H21/4/1 H21/4/15	H21/4/30 H21/4/30 H22/4/15 追加 変更	12 55 31	H21/4/1 H21/4/1 H21/4/15 LALIA	H21/4/30 H22/4/15	
サート ビス原	短期入所 共同生活介護 共同生活介護 川田 川田 秋 の特例期間	短期入所 重度障害者支援加算 共同生活介護 重度障害者支援加算 共同生活介護 基本 ● ● ● ● ● ■	H21/4/1 H21/4/1 H21/4/15	H21/4/30 H21/4/30 H22/4/15 16加 変更	12 55 31 H	H21/4/1 H21/4/15 H21/4/15 ハカ内容の	H21/4/30 H22/4/15 トロークションセル	選択 選択 選択 ▼

(2)利用者負担額表の作成

上限管理者以外の事業所は、「04請求明細管理」で請求明細書情報を登録後に「11バ ッチメニュー」で「利用者負担額表」の印刷をし、これを3日までに上限管理事業所へ送付



処理日、提供年月を入力し、 「1対象者抽出」で対象者の 抽出処理を行ってから、「1 -1利用者負担額表作成」ボ タンを押すと、プリンターか ら利用者負担額表が印刷さ れます。

- 5 -

(3) 上限額管理票の作成(※上限管理事業所のみの利用の場合は不用)

- ① 上限管理加算を含めた総費用額及び利用者負担額の確定
 - 上限管理事業所は、まず「上限額管理加算」を費用に含めた明細書情報を作成します。
 ※平成21年4月提供分以降については、管理結果にかかわらず、上限管理加算の算定が可能なため、上限管理調整事務を行う前に、あらかじめ、請求明細管理画面において上限管理結果に「上限加算含む」を選択し、その後計算ボタンを押して、「修正」ボタンで登録しておきます。(※入所施設、グループホーム、ケアホーム、通勤寮を除く)



上限管理結果票の作成

上限額管理事業所は、各事業所から送付されてきた「利用者負担額表」の内容を

「06上限管理結果」画面に入力します。(上限管理事業所にかかる費用総額、利用者負担 額は、登録された明細情報から連動して取込みます。)

入力後に「計算」ボタンを押すと管理結果後利用者負担額、介護給付費等の計算、及び利 用者負担上限額管理結果の判定が行われます。

内容を確認後、「登録」ボタンで登録をします。

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	額管理		提供年月 H19/9						
市町村番号 23100	管 指定事業者番号	2311111111							
受給者番号 000000001 検索	事業者及び	居宅							
支給決定障害者等 民 名古屋 太郎	- 業 その事業所 者 の名称	居宅介護事業	(所						
支給決定に係る 障害児氏名	-								
			上限管理加算	算を言	含めた金	€額で_	上限管	理調整	が行
利用者負担上限月額 9,300 円			われます。						
利用者負担上限管理結果 3									
1 管理事業所で利用者負担額を充当したた	め、他事業所の利用者負	胆は発生しない	•						
<ul> <li>2 利用者員担額の合算額が、員担上限月餐</li> <li>3 利用者負担額の合算額が、負担上限額を</li> <li>65%</li> <li>65%</li> <li>65%</li> <li>65%</li> <li>65%</li> <li>65%</li> <li>65%</li> <li>75%</li> <li>75%</li></ul>	観以下のため、調整事務は 超過するため、下記のとま	行わない。 ジリ調整した。	果後						
2 利用者負担額の合算額が、負担上限月           3 利用者負担額の合算額が、負担上限額を           優先           事業者番号           事業者番号           「【231111111           同2小菜	(現し下の)にあ、調整事務は に超過するため、下記のとま 費用総額 利用者負担額 74,500 7,450	行わない。 ジリ調整した。 1 1 1 1 1 1 1 1 1 7,450	果 後 介護給付費等     67,050     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1						
2 利用者負担額の合算額が、負担上限損       3 利用者負担額の合算額が、負担上限額を       優先       事業者番号       事業者名称       1       2 231000000       重度訪問事業者	費用総額 相当まであい、下記のとま 費用総額 74,500 7,450 45,000 4,500	行わない。 うり調整した。	果後         介護給付費等         へ           67,050         43,150         1000						
2     7月用者負担額の合算額が、負担上限額で       3     利用者負担額の合算額が、負担上限額で       優先     事業者番号       事業者名称     事業者名称       1     [2] [231111111       [2] [231000000     重度訪問事業者       ○     [2]	超過するため、下記のとま	行わない。 50調整した。 第一番音担額 0 7,450 0 1,850 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	来後 介護給付費等 67,050 43,150 0						
2     利用者負担額の合算額が、負担上限額       3     利用者負担額の合算額が、負担上限額       (model)     事業者番号       事業者番号     事業者名称       1     [2] [2] 10000000       重度訪問事業者	日以下のため、調査単務は 「お過するため、下記のとお 費用総額 利用者負担容 「イ4.500」 7.45 「45.000」 4.500 「0」 119.500」 11.955	行わない。 9 調整した。 1 種物理者負担額 3 7.450 5 7.450 5 7.450 5 7.450 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 8 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	来後 介護給付費等 67,050 43,150 0     10,200     マ						

上限管理事業所は、管理結果票を印刷し、各事業所へ送付します。上限管理事業所及び各事 業所は、上限額管理票の内容に合わせて、請求明細内容の入力をしてください。

なお、上限管理事業所の登録はあっても、結果的にサービス提供が1事業所のみで行われた 場合には、上限額管理票の作成や国保連合会への上限管理情報の送付は不要となります。 また、請求明細管理画面の「上限額管理有無」の欄は「無」としてください。

## (4) 管理結果票の印刷

上限管理事業所は、登録後に再度検索して表示し「結果票出力」ボタンを押すと上限額管 理票が印刷されるため、これを毎月6日までに各事業所へ送付します。

D070	) 利。	用者負担	上尾	艮月 額	管理	1			提供	共年月 🎞	19/9
	市町村番号	23100			管	指定事業	業者番号	23111111	11		
	受給者番号	0000000	001	検索	埋	事業	者及び	居宅			
支氏	給決定障害者	^等 名古屋 :	太郎		業者	その単のの	事業所 名称	居宅介護	『業所		
支障	結決定に係 き 児 氏 :	る名									
利	用者負担上限	月額 9,3	800円								
жı	用者負担上限領	管理結果	3	7							
利											
利 2 3	管理事業所で 利用者負担額 利用者負担額	利用者負担継 の合算額が、 の合算額が、	を充当 負担上 負担上	当したため 二限月額」 二限額を起	、他事 以下の 3過する	「業所の ため、調 るため、	利用者負担 整事務は行 下記のとお	しは発生しな うわない。 り調整した。	ເບ.		
利 123 優順	管理事業所で 利用者負担額 利用者負担額 利用者負担額 優位 事業者番号	利用者負担都 の合算額が、 の合算額が、 事業者	を充当 負担上 負担上	当したため こ 限月額以 こ 限額を起	、他事 以下の 登	「業所の」 ため、調 るため、 総額 利	利用者負担 整事務は行 下記のとお 用者負担額	1 は発生しな うわない。 り調整した。 管理 利用者負担	い。 結 顔 介護	<u>果後</u> 給付費等	
利 1 2 3 個 順	管理事業所で 利用者負担額 利用者負担額 利用者負担額 (1) (23111111111)	利用者負担都 の合算額が、 の合算額が、 事業者 居宅介護事業所	を充当 負担」 負担」 者名称	当したため - 限月額以 - 限額を起	、他事 以下の 費用約 7	業所の ため、調 るため、 るため、 約 74,500	利用者負担 整事務は 下記のとお 用者負担額 7,450	1は発生しな うわない。 り調整した。 管理 利用者負担 7,4	い。 結 夏 50	<u>果後</u> 給付費等 67,050	
利 123 優順 ▶[[	<ul> <li>管理事業所で</li> <li>利用者負担額</li> <li>利用者負担額</li> <li>第業者番号</li> <li>1 2311111111</li> <li>2 2310000000</li> </ul>	利用者負担 の合算額が、 の合算額が、 事業 居宅介護事業所 重度訪問事業者	を充当 負担上 者名称	当したため 二限月額以 に限額を起	、他事 以下の	業所の ため、調 るため、 約 4,500 (5,000)	利用者負担 整事務は行 下記のとお 用者負担額 7,450 4,500	1は発生しな うわない。 り調整した。 管理 利用者負担 7,4 1.8	い。 結 額 介調 50	<u>果後</u> 総行費等 67,050 43,150	
▲ 1 1 2 3 ④ 個 ● □ ● □ ● □ ● □ ● □	管理事業所で 利用者負担額           利用者負担額           第業者番号           1           231111111           2           231000000           0	利用者負担額 の合算額が、 の合算額が、 事業者 居宅介護事業所 重度訪問事業者	た た 世 上 し 世 上 者 名称	当したため - 限月額以 - 限額を起	、他事 以下の	<ul> <li>業所の</li> <li>ため、調</li> <li>3ため、</li> <li>4,500</li> <li>5,000</li> <li>0</li> </ul>	利用者負担 整事務は 下記のとお 用者負担額 7,450 4,500 0	2 は発生しな うわない。 り調整した。	はい。 結 直 介調 50 50 0	<u>果後</u> 総付費等 67,050 43,150 0	
イリ 123 優児 ▶ [ * [ * [	<ul> <li>管理事業員担額</li> <li>利用者負担額</li> <li>新業者番号</li> <li>1 231111111</li> <li>2 2310000000</li> <li>0</li> </ul>	利用者負担 の合算額が、 の合算額が、 事業 居宅介護事業所 重度訪問事業者		当したため - 限月額ら - 限額を起 	、他事 以下の 過 費 用 縦 7 4	i業所のうため、調 るため、 総額 利 4,500 5,000 0	利用者負担 整事務は行 下記のとお 用者負担額 7,450 4,500 0	1 は発生した うわない。 り調整した。 一 利用者負担 「 一 1.8 「	はい。 結 値 介調 50   50   0	<b>果 後 給付費等</b> 67,050 43,150 0	
	<ul> <li>管理事業用で利用者負担額</li> <li>利用者負担額</li> <li>第業者番号</li> <li>[7] 231111111</li> <li>[2] 231000000</li> <li>[0]</li> </ul>	利用者負担 の合算額が、 の合算額が、 事業 [居宅介護事業] 「 「 運度訪問事業者	を た 当 上 山 山 七 七 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山	<u>当したため</u> - 取月額ら - 取額を起 	、他事 以下の 登過する 費用編 7 4	注業所の方にめ、調 ため、調 なため、 (4,500) (4,500) 0)	利用者負担 整事務は行 下記のとお 用者負担額 7,450 4,500 0 11,950	は発生しな。 行わない。 り調整した。 管理担 (7.4、 1.8 ( 9.5)	ま の 「 た に い の に に い の に に い の に に い の に の の に に い の の に い の の の に い の の の の	<b>果 後 給付費等</b> 67,050 43,150 0 110,200	

## (5) 上限管理結果を明細情報に登録

上限管理事業者及びその他の事業者は、上限額管理票の内容に基づき「04請求明細管理」 にて「上限管理結果」及び「管理結果額」を入力し「計算」・「修正」ボタンにて登録します。



## (6) 国保連送付用上限額管理結果情報の作成

上限額管理事業所は、「利用者負担上限額管理結果情報」(CSVデータ)を「12国保連 データ」で作成し、簡易入力システムにより、介護給付費等請求明細情報やサービス提供実 績記録票情報と合わせて国保連合会へ送付します。

※データ作成方法については、操作マニュアル(共通編)を参照してください。



## 5 上限管理加算のみの明細書情報の作成

上限管理事業者について、たまたまサービスの提供実績がなく、上限管理加算額のみ請求 することになった場合の入力方法について説明します。

通常、国保連合会への請求では、明細書情報と実績記録票情報がセットになっていなけれ ばエラーとなりますが、上限管理加算のみの請求の場合には、実績記録票情報が存在しない ため、明細書情報のみ送付することとなります。

#### (1) 実績実績管理画面の入力(例 重度訪問介護の場合)

明細の「サービス内容(請求算定用コード)」欄に「115010」と入力し、「居介利用者負 担上限管理加算」を選択します。

日付は、「1」(他の日付でも問題ありません)、数量は「1」と入力します。 「請求算定」ボタンは押さずに、「登録」ボタンを押してください。

FSD501 名古屋市居宅介護事業所
市町村番号 23100 受給者番号 0000000001 提供年月 田19/9 検索
受給者氏名 名古屋 太郎 開始日 用19/4/1 終了日 第二
利用者負担額>         利用者負担         上限額         確定した            上限月額         管理         利用者負担額
Copy       日       曜       居       宅       介       該       計       酉       サービス提供時間算定時間数       該       ※這へパ〜       重複 運転         Copy       中       サービス内容       開新時間       終7時間時       日       要項       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●       ●
計画 実績     「115010」と入力する。     「前隙     「     「     「     「     「     」     「     」     「     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     】     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     」     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』     』
(明細) <u>月 サービス内容 (請求算定用コード) 単位数 数量 サービス単位数</u> へ ▶ 01 115010 居介利用者負担上限額管理加算 150 1 1501
キャンセル         請求算定         登録         全件削除         メニュー

※ サービス種類により請求算定コードが異なります。サービス種類別の操作マニュアルを 参照してください。

## (2) 請求明細管理画面

上限管理情報を次のように入力し、「計算」ボタン、「登録」ボタンを押してください。

(入力内容)

- ・上限額管理有無を「有」
- 上限管理者の事業所番号を入力
- ・上限管理結果を「1~3」
- ・管理結果額を「¥159」(特甲地の場合) 総費用額の1割、つまり上限月額調整の金額を入力する。



## 6 同一世帯内に複数の障害児がいる場合の取り扱い

### (1) 複数児童用の上限額管理結果票

同一世帯内(同一支給決定者)に複数の障害児がいる場合には、障害児にかかる月額上限 負担額をそれぞれ負担するのではなく、世帯でその利用者負担上限月額を超えないよう上限 額管理を行います。

なお、親にも障害がありサービスを受けている場合の利用者負担額は、この調整の対象と なりません。

(例) 次のような3人の障害児がいる世帯の場合

受給者証番号	支給決定者	障害児	負担上限月額
000000100	名古屋太郎	名古屋一郎	9,300円
000000101	名古屋太郎	名古屋次郎	9,300円
000000102	名古屋太郎	名古屋三郎	9,300円

3人の障害児にかかる利用者負担額の合計の上限が9,300円となるように上限額管理 を行います。

通常の上限額管理票では、一人の利用者についてのみの上限管理しか行えないため、複数児 童の上限管理を行う場合には、別にある「**複数児童用**の上限額管理票」(次頁参照)を使って 管理を行います。

※「複数児童用の上限額管理票」(MSエクセルファイル)は、ウエルネットなごやからダウ ンロードできます。

### (2) 複数児童世帯の上限管理事業所

同一世帯に複数児童いる場合には、受給者証(II)の第三面「特記事項欄」に「複数障害 児あり」と表記されています。

なお、上限額管理事業所は、原則として居宅介護か児童デイサービスのいずれかのサービ スを提供している以下の事業所とします。

(ケース1)共通する事業所を利用している場合

	利用している事業所	上限管理事業所
児童兄	A, B	D
児童弟	В、С	D

#### (ケース2) 共通する事業所を利用していない場合

	利用している事業所	上限管理事業所
児童兄	A, B	是た初約の多い事業正
児童弟	C, D	取り天和の多い事未用

(作成例)

ي بال بال	受給者証番号     ①       定給決定障害者等     名       支給決定に係る     日	0000011111 ③ 000 0000022222 ④ ち屋太郎	10033333 1理 事事 業その ま	義者及び 名古屋:	↑護事業所	
بل بل ال	(2)           (注給決定障害者等 を名           を給決定に係る           (注)           (注)           支給決定に係る           (注)           支給決定に係る           (注)           支給決定に係る           (注)           支給決定に係る           (注)           支給決定に係る           (注)           (注)	0000022222 (4) 5屋太郎	ーー			
7	支給決定に係る 障害児氏名① 支給決定に係る 障害児氏名② 和日素自相・限日類			D ^{多案/D} 名古屋:	介護事業所	
7	支給決定に係る 障害児氏名② 名音	占屋一郎	支給決 障害奶	定に係る 3.氏名③	名古屋三郎	
;	利用考自相 ▶ 限日類	5屋次郎 	支給決 陸害所	定に係る 8.氏名④		
	新田老台北上戚窈管	9,300円				
	1 管理事業所で利 2 利用者負担額の 3 利用者負担額の	「用者負担額を充計 )合算額が、負担」 )合算額が、負担」	当したため、他事 上限月額以下のた 上限額を超過する	業所の利用者負ま とめ、調整事務は 行 ため、下記のとお	まは発生しない。 テわない。 り調整した。	
٦	項番	1	2	3	4	5
	児童番号	Ø	Ð	0	3	Ø
利用者負担額	事業所番号 主たる 事業所名称	2311111111 名古屋介護事 業所	2311111111 名古屋介護事 業所	2312222222 熱田介護事業所	2312222222 熱田介護事業所	23133333333 山田介護事業 所
集 計 ・	総費用額 (上限管理報酬含)	40,000円	30,000円	20,000円	20,000円	7,000円
調整	利用者負担額	4,000円	3,000円	2,000円	2,000円	700円
田	管 理 利用者負担額 結	4,000円	3,000円	2,000円	300円	0円
	果 介護給付費等	36,000円	27,000円	18,000円	19,700円	7,000円
	項番	<項番の基2	ドルール> っらず ト限:	管理事業所を		
利用	事業所番号	〇上限管理	事業所内の順	位は、総費用額	領の多い児童順	し。 頁に入力する。
負担額		しその後は、	児童にかか	わらす、総費)	日額の多い事業 	き所順に入力す
米 計 ・ 調	総費用額 (上限管理報酬含)	0円	0円	0円	0円	117,000円
整	利用者負担額	0円	0円	0円	0円	11,700円
Ħ	留 利用者負担額 3 → 3 → 4 → 5 → 5 → 5 → 5 → 5 → 5 → 5 → 5 → 5	の円	円0	0円	0円	9,300円
	果  介護給付費等	0円	0円	0円	0円	107,700円

(3) 上限額管理事務の流れ

【ケース】	児童Mさん(A、B、C事業所を利用)
	児童Nさん(A、D事業所を利用)
	Aが上限額管理事業所

① 各事業者(B、C、D)は、毎月3日までに、事業所番号単位で利用者負担額を算出して、上限額管理事業所Aに「利用者負担額表」を提供し、それを受けて上限額管理事業所Aは、「複数児童用の上限額管理票」を作成してください。



- ② 上限額管理事業所Aは、児童の保護者(支給決定対象者)に上限額管理票の内容確認を 求め、署名、押印を受けてください。
- ③ 上限額管理事業所Aは、毎月6日までに各事業所に複数児童用の上限額管理票の写しを 送付してください。



- ④ 各事業所(ABCD)は、上限額管理票に基づき、請求明細書の上限額管理結果内容を 入力します。
- ⑤ 上限管理結果が「1」「2」「3」いずれの場合においても各事業所(ABCD)は、<u>名</u> <u>古屋市へ紙請求を行います。</u>
   ※従前の上限管理結果が「2」となった場合に、上限管理情報を空欄にして、国保連合会 へ請求する取り扱いは、平成21年4月提供分以降は行わないこととします。

#### (4) 上限管理加算の算定

複数の事業所間で上限管理を行った場合に算定可能となります。

上限管理事業所内のみで複数児童間の上限管理調整を行った場合には加算の算定はできません。

また、複数児童の上限額管理において当該加算を算定することができるのは、1人分のみ となります。

そのため、上限額管理票の項番が「1」の児童の請求明細書について、上限管理加算を報 酬に追加し、これ以外の児童の請求明細書については、上限額管理加算をつけない形で作成 してください。

利用事業所	上限管理加算の算定
上限管理事業所のみ	算定不可
複数事業所	管理結果にかかわらず算定可

### (7) 名古屋市への請求方法

複数児童用の上限額管理が行われた場合、上限額管理事業所及び各事業所は、当該利用 者について国保連合会へのインターネット請求の対象から除外し、名古屋市へ紙請求(紙請 求書類と請求用FDデータによる請求)を行ってください。

これは、国保連合会の電子請求システムが複数児童にかかる上限額管理に対応していないためで、国保連合会で対応可能となる等対応策がとられるまでの取り扱いとします。

他市町村では、各児童の利用者負担額で一旦負担し、数ヶ月後に親から各市町村窓口へ償還払いの請求申請する方法が、通常行われると思われます。

利用者へのこのような負担や手間を避けるために、当該請求を従来と同様な方法により名古屋市へお願いします。

事業者様にはご迷惑おかけすることとなりますが、ご協力お願いします。

 紙請求書及び請求データは、「11バッチメニュー」から作成できます。(操作マニュアル (共通編)を参照してください。)

- ・ 事業者システムを利用していない事業所については、FDデータの提出は不要です。
- ・ 請求期限は15日、支払日は請求月の翌月月末となります(土日祝日等の場合はその前の開庁日)。
- ・ 上限額管理事業所及びその他事業所は、請求書類提出時に上限管理事業所が作成した「**複** 数児童用の上限額管理票」の写しを添付してください。